

政令第十八号

文化財保護法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百八十四条第一項及び第百八十四条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（文化財保護法施行令の一部改正）

第一条 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「教育委員会」の下に「法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である市町村が定めた保存地区にあつては当該市町村の長とし、その他の市町村が」を加え、「あつては、」を「あつては当該」に、「とし、」を「とする。」に、「単に「教育委員会」という」を「同じ」に改め、同条第三項中「教育委員会」を「市町村の教育委員会」に改め、「基準（」の下に「特定地方公共団体でない」を加え、同項第七号中「地貌」を「地貌<sup>ぼう</sup>」に改め、同条第五項及び第六項中「あらかじめ、」の下に「市町村の」を加える。

第五条第一項中「教育委員会」の下に「（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「」が「を」（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長）」が「に改め、同条第三項中「」が「を」（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。）」が「に改め、同項第一号中「第四十三条」を「第四十三条第一項、第三項及び第四項」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「管理団体（以下この条）」の下に「及び次条第二項第一号イ」を、「計画（以下この条）」の下に「並びに次条第二項第一号イ及びハ」を加え、「特定区域」を「市の特定区域」に、「同号又」を「第一号又」に、「」が行う」を「（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）」が行う」に改め、同項第一号中「第二百二十五条」を「第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項」に改め、同号ヲ中「町村の区域」の下に「（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）」を加え、「特定区域」を「市の特定区域」に改める。

第七条中「事務は」を「事務並びに第六条第一項第一号及び第二項各号に掲げる事務のうち同条の規定により認定市町村が処理することとされているものは」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条の次に次の一条を加える。

（認定市町村の教育委員会が処理することができる事務）

第六条 法第八十四条の二第一項の規定により認定市町村（法第八十三条の三第五項の認定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを除く。以下この条及び第八条において同じ。）の教育委員会（当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該認定市町村の長。以下この条において同じ。）が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一 前条第三項第一号及び第三号に掲げる事務（同項第一号イ及びロに掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限る。）

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（当該認定市町村の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定

市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。）

2 法第八十四条の二第一項の規定により認定市町村である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公

共団体である場合にあつては、当該町村の長。以下この項において同じ。）が行うこととすることができ  
る事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三  
条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 前条第四項第一号イからイまで及びルに掲げる現状変更等（認定市町村である町村の区域（管理  
団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区  
域を除く。以下この号において「認定町村の特定区域」という。）内において行われる場合に限り  
、同項第一号イからイまでに掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域  
内において行われるものに限る。）

ロ 前条第四項第一号ヌに掲げる現状変更等（当該現状変更等を行う動物園又は水族館が認定町村の  
特定区域内に存する場合に限る。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を認定市町村である町村の教育委員会（当該管理計画が認定町村の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該町村の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。以下このハ及び第九項において同じ。）における現状変更等（当該指定区域が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。）

二 法第三百三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三百十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからハまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

3 文化庁長官は、法第八十四条の二第一項の規定により前二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、当該認定市町村の教育委員会がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該認定市町村の属する都道府県の教育委員会（前条第三項又は第四項の規

定によりその事務の全部又は一部を行つてゐるものに限る。）に協議するとともに、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めなければならない。

4 認定市町村の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。

5 文化庁長官は、法第八十四条の二第一項の規定により第一項又は第二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行ふこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行ふこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならない。

6 前三項の規定は、前項の規定に基づき告示された事務の内容若しくは当該事務を行うこととした期間を変更し、又は当該事務を認定市町村の教育委員会が行わないこととする場合について準用する。

7 第五項に規定する場合においては、法の規定中同項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に基づき告示された事務に係る文化庁長官に関する規定は、特定認定市町村（法第八十四条の二第一項の規定により当該事務を行うこととされた認定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。）の教育委員会に関する規定として特定認定市町村の教育委員会に適用があるものとする。

る。

8 第五項の規定に基づき告示された期間における当該特定認定市町村の属する都道府県の教育委員会に  
ついでの前条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「  
属する事務」とあるのは「属する事務（次条第五項の規定に基づき告示された事務を除く。）」と、同  
条第六項及び第七項中「市の」とあるのは「市又は次条第七項に規定する特定認定市町村である町村の  
」とする。

9 前条第八項の規定は、第二項第一号ハの規定による指定区域の指定について準用する。

（地価税法施行令の一部改正）

第二条 地価税法施行令（平成三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第二号ロ中「が文化財保護法第九十条第一項」を「（当該都道府県が文化財保護法第  
五十三條の八第一項（所有者等への指導又は助言）に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、  
当該都道府県の知事。以下この号において同じ。）が同法第九十条第一項又は第二項」に改める。

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部改正）

第三条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「が行う」を「（当該認定町村が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（次項において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあつては、当該認定町村の長。以下この条において同じ。）が行う」に改め、同項第一号中「（昭和二十五年法律第二百十四号）」を削り、同条第二項中「都道府県の教育委員会」の下に「（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。第五項において同じ。）」を加える。

## 附 則

### （施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

### （地方自治法施行令の一部改正）

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）の項中「事務」の下に「並びに第六条第一項第一号及び第二項各号に掲げる事務のうち同条の規定により認定市町村が処理することとされているもの」を加える。

## 理由

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、重要文化財及び史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る許可等に関する文化庁長官の権限に属する事務の一部を文化財保存活用地域計画の認定を受けた市町村の教育委員会が行うことができるようにするために必要な規定の整備等を行う必要があるからである。